

VI 本戦略におけるSDGsの位置付け

SDGs（持続可能な開発目標）とは

- 平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- 17のゴールで構成され、経済、社会及び環境の3つの側面の統合的な解決により、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGsの17のゴール



企業活動におけるSDGsの視点

- SDGsの達成を通じた社会課題解決への取組は、新商品や新サービスの開発、新たな販路の開拓、社会的認知度の向上、取引先・消費者からの信頼の獲得など、企業の価値向上・競争力の強化につながる可能性があります。
- 県では、「とちぎSDGs推進企業登録制度」を通して、県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、SDGs達成に向けた具体的かつ主体的な取組を促進し、企業価値の向上及び競争力の強化を図っています。



本戦略の取組におけるSDGsの位置付け

- SDGsの17のゴールを経済、社会及び環境の三側面で見ると、本戦略においては、「経済」の側面における目標8「働きがいも経済成長も」及び目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の実現に向けて、重点プロジェクトと基盤施策に掲げる各種施策を推進していきます。
- また、「社会」や「環境」の側面においても、女性の就労支援等による目標1「貧困をなくそう」や目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、自然災害等に対応した事業継続計画（BCP）の策定支援等による目標13「気候変動に具体的な対策を」、さらには、未来技術を活用した環境負荷の少ない製品や新たなサービスの創出等による目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任 つかう責任」など、目標の実現に寄与する施策を推進していきます。

